

非営利法人ワーキング・グループにおける検討状況について(その2)

第1 総論

1 非営利法人(仮称)制度を創設する意義、理念

営利(剰余金の分配)を目的としない民間団体について、公益性の有無に関わらず、一般的に法人格取得の機会を与えることを通じ、人の結合体の自由活発な活動を促進することを目的とする。

法人の活動に着目する考え方として、「非営利の法人の自由な設立を認めることにより、社会を活性化し、文化と科学の発展を図り、併せて福祉の増進を図る」という指摘や「非営利法人制度を創設する主たる目的は、「私人の公益的活動の支援」「生活世界の充実」「民間非営利活動の促進」などにある。」という指摘がある。

法人格の法技術的な側面に着目する考え方として、「非営利法人法制は、財産管理に関する法技術であって、「公益性の高いもの」、「構成員の共通の利益を目的とするもの」、「純然たる法技術として法人格が用いられるもの」などのすべてが対象となる。」という指摘がある。

2 定義、名称

非営利法人(仮称)の定義、社団形態及び財団形態の非営利法人(仮称)の名称並びにその総称について、さらに検討する。

名称使用制限について、所要の規定を置く方向で検討する。

3 事業

非営利法人(仮称)の行う事業については、格別の制限をせず、公益活動を含めたあらゆる活動ができることとする。

第2 非営利社団法人(仮称)

1 非営利の概念(営利法人制度との区別)

新たな非営利法人(仮称)制度については、営利法人制度との区別を明確化するため、社員は、出資義務を負わない、法人が対外的活動によって得た利益の分配を受けない、残余財産分配請求権を有しない、法人の財産に対する持分を有しない、こととする。

定款又は社員総会の決議によって、社員に残余財産を帰属させることは妨げない。

2 設立

準則主義を前提とする所要の規定を置くこととし、設立時に一定額の財産の保有を求めることの要否について、最低資本金制度の見直しに関する議論を踏まえつつ、引き続き検討する。

3 社員

(1) 社員の最低人数、地位

社員たる資格の得喪等に関する規律について所要の規定を置くこととし、社員が1人となっても法人の存続を認めることとするが、設立の要件として社員が2人以上であることを要するかどうかについて、引き続き検討する。

(2) 社員の責任

社員は、法人の債権者に対して責任を負わないこととする(有限責任)。

有限責任タイプのほかに、社員が法人の債権者に対して責任を負うタイプの法人類型を設けるべきかどうかについては、有限責任タイプの制度設計を踏まえ、なお検討する。

4 管理

(1) 社員総会、理事(理事会)及び監事に関する制度設計

最高(万能)意思決定機関として社員総会を、執行機関として理事をそれぞれ置き、理事の監督機関として監事を置くことができることとする(社員総会万能タイプ)。

社員総会万能タイプの他に、「基本的意思決定機関として社員総会を、業務執行に関する意思決定及び執行機関の業務執行を監督する機関として理事会を、執行機関として代表理事を、法人の業務を監査する機関として監事をそれぞれ置くこととする(理事会設置タイプ)」ことについて、引き続き検討する。

(2) 社員の議決権、社員総会の議事運営等

社員の議決権や社員総会の議事運営について、所要の規定を置くこととする。

(3) 理事及び監事に関する規律

定数、任期、選解任、欠格事由及び法人との関係等に関する規律や非営利社団法人(仮称)又は第三者に対する責任等について、所要の規定を置くこととする。

5 計算等

会計帳簿及び計算書類等の作成等について所要の規定を置くこととし、計算書類等及び定款等の開示の在り方については、引き続き検討する。

6 定款の変更等

定款変更、解散及び合併等について、所要の規定を置くこととする。

7 清算時の残余財産の帰属

残余財産の帰属は、定款又は社員総会の決議によって定めることとする。

8 外部者による監査等

外部者による監査等、法人の規模等に応じた特例の要否については、会社法の見直しに関する議論を踏まえつつ、さらに検討する。

第3 非営利財団法人(仮称)

1 公益性を要件としない財団法人制度の創設の要否

公益性を要件としない一般的な財団法人制度の創設の要否について、その創設の意義と留意点を踏まえつつ、さらに検討する。

財団法人制度における非営利の概念について引き続き検討する。

2 基本財産制度、ガバナンス、計算等、寄附行為の変更等

基本財産制度の要否、ガバナンスの在り方(評議員会制度の要否、理事、監事制度の拡充の要否)、計算等及び寄附行為の変更等に関する規律の在り方について、公益性を要件としない一般的な財団法人制度の創設の要否と併せ、さらに検討す

る。

第4 その他

1 立法の形式

立法の形式や民法にどのような規定を置くべきかについて、引き続き検討する。

2 中間法人制度との関係

新たな非営利法人(仮称)制度と現行の中間法人制度との法制上の関係については、中間法人法を統合することを含め、さらに検討する。